

就学援助制度のお知らせ

大阪市では小学校や中学校で勉強するためのお金の一部を援助します。
援助してほしい人は申し込みが必要です。

1 援助を受けられる条件

次のどれかに当てはまること

- ① 市民税が非課税（家族みんなの市民税が0円であること）
- ② 固定資産税を減免された（元の金額より少なくなった）
- ③ 個人事業税を減免された（元の金額より少なくなった）
- ④ 父と母がどちらも国民年金保険料を減免された（元の金額より少なくなった）
- ⑤ 父と母がどちらも国民健康保険料を減免された（元の金額より少なくなった）
- ⑥ 児童扶養手当をもらっている（保護者がひとりだけの時などにももらえるお金です）
- ⑦ 生活福祉資金を借りている
- ⑧ 雇用保険被保険者手帳を持っている日雇労働者
- ⑨ 火事や地震、台風などで住んでいる家に被害があった
- ⑩ 生活保護を停止されたか廃止された
- ⑪ 生活保護をうけている

①～⑪ に当てはまらないが学校にお金を払うのが難しい
家族みんなの令和6年中（令和7年度）の所得金額（働いてもらったお金など）が
決められた金額より少ないと援助を受けられます

⑫	家族の数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	家族の数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	家賃を払って住んでいる	226万円	260万円	318万円	353万円	394万円	465万円
	自分の家を持っている	162万円	195万円	253万円	288万円	329万円	389万円

※この金額は令和6年度のもので、令和7年度の金額は、令和7年4月1日以降に大阪市教育局のホームページ等でお知らせします。

2 申し込みに必要な書類

「申請書」と「援助を受けられる条件に当てはまることを証明する書類」をこどもが
通っている学校へ出してください。わからないことは学校に聞いてください。

3 締切

令和7年6月30日（月曜日）までですが、できるだけ早く出してください。締切を過ぎ
ると援助されるお金が少なくなります。

4 申請書の記入例

《申請区分》 いずれかの区分 ☐ を囲んでください。 ※ () 内は申請期限です。

早期2 書類審査 (3月12日まで) 申請理由 ①～⑪
一般1 書類審査 (5月12日まで) 申請理由 ①または⑫
一般2 書類審査 (6月30日まで) 申請理由 ①～⑫
随時 随時 7月1日以降 随時 再審査

大阪市教育委員会あて 次のとおり就学援助を申請します。 令和 7 年 4 月 18 日

大阪市立 淀屋橋 小・中 義務教育 児童生徒名 新 4 学年 就学 天 新 6 学年 就学 桜 新 学年 新 学年

現住所 530-0005 電話 (080-1234-5678) 大阪市 北 区 中之島 1-3-20 R7.1.1現在の住所 (「一般1」申請で現住所と異なる場合) 大阪市港区弁天 1-2-2 フリガナ シュウガク キョウ 就学 京

《申請理由》 該当する理由に ☒ をつけてください。
☐ ① 市民税が非課税である。
☐ ② 固定資産税を減免された。
☐ ③ 個人事業税を減免された。
☐ ④ 国民年金保険料を減免された。
☐ ⑤ 国民健康保険料を減免又は徴収猶予された。
☐ ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている。
☐ ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた。
☐ ⑧ 雇用保険被保険者手帳を持つ日雇労働者である。
☐ ⑨ 火災、風水害、震災、その他の災害にあった。
☐ ⑩ 生活保護を停止又は廃止された。
☒ ⑪ 生活保護を受けている。
☒ ⑫ ①～⑪には該当しないが、経済的に困っている。
※ 下記のどちらかに ☒ をつけてください。令和7年4月1日現在(随時は申請日現在)住宅形態によって、所得基準が異なります。
☒ 持家
☐ 借家等(賃貸借契約書の写し等の提出が必要です。)

《特別な事情》 ※ 該当する事由があれば ☒ をつけてください。
☐ 令和 年 月 日に()が解雇等・倒産・廃業により失業
※ 解雇等の場合、雇用保険受給資格者証の離職理由コード ()
☐ その他(記入内容は、「お知らせ」の7ページをご覧ください。)

《市民税額・所得金額等の確認方法》 (申請理由が①・⑫の場合のみ、どちらかに ☒ をつけてください。)
☒ 税情報を利用する。 ・令和7年1月1日現在の市内居住者が利用できます。
・申請書記載のなまゑ・生年月日・住所で確認しますので、世帯状況欄は正確にご記入ください。
・申請区分「一般1」「随時(令和7年中申請分)」申請のみ利用できます。
就学援助審査に際して、教育委員会が住民基本台帳及び個人市民税課税台帳を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を電子計算機に登録し、事務処理に活用することに同意する。
申請者名 就学 京 ※世帯全員の方に同意の意思を確認のうえ、記名ください。
☐ 税情報を利用せず、証明書類を添付する。(一般1申請は対象外) 証明書類は裏面をご覧ください。

《世帯状況(生計を一にする者全員)》 ※申請理由にかかわらず、必ず記入してください。 世帯人数 5 人

フリガナ 家族名	申請者から みた続柄	生 年 月 日	別居の場合、住所を記入	在籍する 学校名・新学年等	審査処理欄
シュウガク キョウ	申請者 (保護者)	54・1・4			
就学 京					
シュウガク シン	配偶者	55・5・10	大阪市西成区天下茶屋 1-16-5		
就学 森					
シュウガク ジョウ	子	22・6・8		北中学校 新3年生	
就学 城					
シュウガク オウ	子	25・10・21		淀屋橋小学 校新6年生	
就学 桜					
シュウガク アマネ	子	27・8・2		淀屋橋小学 校新4年生	
就学 天					

委任状及び同意書
就学援助認定後は、就学援助費の申請、返納、物品購入等に関する権限を、校長を代理人と定め委任します。
又、支給される就学援助費について、学校給食費、又は、学校徴収金の
教材費、校外活動費、修学旅行費等に充当することに予め同意します。 申請者名 就学 京

支払方法いずれかに ☒ をつけてください。
☒ 徴収金庫出口座への口座振替を希望する。(保護者名義の場合のみ可)
☐ 就学援助届出口座への口座振替を希望する。(新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要)
☐ 現金払いを希望する。

きにゆう と き ちゆうい
記入する時の注意

①	がっこう しよるい だ ひ か 学校に書類を出す日を書いてください。
②	がくねん なまえ か こどもの学年と名前を書いてください。
③	しんせい ひと とう かあ いがい ばあい せ わ ひと 申請する人（お父さんかお母さん。それ以外の場合は、こどもの世話をしている人） なまえ じゅうしょ か の名前と住所を書いてください。 じゅうしょ けっか おく なまえ へやばんごう か この住所に結果を送りますので、マンションの名前や部屋番号まで書いてください。
④	れいわ ねん がつ にち ちが ばしょ す と き じゅうしょ か 令和7年1月1日に違う場所に住んでいた時はその住所を書いてください。
⑤	えんじょ う じょうけん あ ばんごう ①から⑫のうち援助を受けられる条件に当てはまる番号に☑をつけてください。 あ ひと もちいえ じぶん いえ も しゃくやとう やちん はら す ⑫に当てはまる人は「持家（自分の家を持っている）」か「借家等（家賃を払って住 んでいる）」のどちらかに☑をつけてください。
⑥	えんじょ う じょうけん あ ひと れいわ ねん がつ にち げつようび 援助を受けられる条件の①か⑫に当てはまる人で、令和7年5月12日（月曜日）ま でに申請書を出す人は「税情報を利用する」に☑をつければ「援助を受けられる じょうけん あ じょうめい しよるい 条件に当てはまることを証明する書類」はいりません。（ただし、れいわ ねん がつ にち に大阪市に住んでいた人だけです） おおさかし す ひと ③ の保護者と同じ名前を書いてください。
⑦	いっしょ す ひと なまえ ぜんいん か 一緒に住んでいる人の名前を全員書いてください。 いっしょ す せいけい せいかつ かね おな ひと なまえ じゅうしょ か 一緒に住んでいなくても生計（生活するお金）が同じ人は、名前と住所を書いてくだ さい。 ほごしゃ と き おっと つま しょうめい しよるい ひつよう 保護者がひとりだけの時は夫・妻がいらないことを証明する書類が必要です。
⑧	ほごしゃ おな なまえ か ③ の保護者と同じ名前を書いてください。
⑨	かね う と かた えら お金の受け取り方を選んでください。 ちょうしゅうきんとどけでこうざ こうざふりかえ がっこう かね ひ お こうざ ふ こ 「徴収金届出口座への口座振替（学校でいるお金を引き落としする口座に振り込みま す）」 しゅうがくえんじょとどけでこうざ こうざふりかえ べつ こうざ こうざ とど 「就学援助届出口座への口座振替（別の口座にしたいときは口座の届けがいります）」 げんきんばら がっこう かね と い 「現金払い（学校へお金を取りに行ってもらいます）」

5 えんじょ 援助されるもの



- ・学校教材費（学校で使うドリルや実験の材料などのお金）
- ・林間学習、一泊移住、修学旅行費（学校からみんなと行く旅行のお金）
- ・学校給食費（学校で出される昼ごはんのお金）
- ・通学費（学校から日本語を教えてくれる教室などへ行くときの乗り物のお金、
片道が、小学校から4km以上、中学校から6km以上の場合など）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額
（学校で怪我をしたときの保険のお金）
- ・医療費（学校の健康診断で見つかった虫歯などの治療が必要な場合は、病院へ行く前に
学校へ相談してください）
- ・1年生には入学準備補助金（ランドセルや学校に通うための服を買うお金）を援助します。



- ・生活保護をうけている人は、生活保護からお金がでていない費用だけが援助されます。

6 ちゅうい 注意すること

- ・申請書の内容が変わったとき（結婚したり離婚したときや、引っ越したときなど）は
すぐに学校へ連絡してください。
- ・申請書の内容がうそだった時は認定を取り消してお金を返してもらうことがあります。
- ・申請書の記入が足りないと結果が遅くなったり、援助されなくなることがあります。

お問い合わせ先	こどもが通っている学校	
	教育委員会事務局 (就学支援グループ)	学校運営支援センター事務管理担当 電話：06-6115-7653 ファックス：06-6115-8170